

『就職応援フェア』(合同企業説明会) (参加無料・申込不要)

県内企業が約70社参加予定。就職希望者に対して会社概要や求人内容等を説明する「合同企業説明会」を開催します。当日は、就活セミナー、ならジョブカフェや奈良県無料職業紹介所の相談コーナー等、様々な就職支援も同時に開催しています。

日時＝3月26日(木)11時～17時(受付10時30分～)

場所＝ホテル日航奈良(奈良市)

対象者＝2021年3月大学等卒業予定者または45歳未満の求職者

問合せ＝奈良労働局委託「若年者地域連携事業」株式会社東京リーガルマインド(☎0742-93-6825)
(地域振興課)

「福祉タクシー券」を交付します (3月25日(水)から受付・交付)

下記に当てはまる人がタクシーに乗車する時に、料金の一部を助成する、令和2年度分(4月1日～令和3年3月31日)(1人年間1冊)の福祉タクシー券を交付します。



なお、令和元年度分の券は令和2年4月1日以降、無効となりますのでご注意ください。

対象＝下記の①～③のいずれかにあてはまる人

- ①身体障害者手帳を持っている人のうち、視覚・下肢・体幹・脳原性移動機能・内部障害のそれぞれの等級が1～3級の人(総合等級ではありません)
- ②療育手帳Aを持っている人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人

申込・問合せ＝3月25日(水)から、印かん(代理の場合は、本人および代理の人の印鑑)と各種手帳を持って、厚生福祉課(内線535・538)へ

認知症サポーター養成講座 (受講無料・要申込)

認知症の症状や対応、予防についての基礎知識などについて学び、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る、認知症サポーターになりませんか。

日時＝3月24日(火)14時～15時30分

場所＝片桐地区公民館 研修室1・2

定員＝35人(申し込み先着順)

申込・問合せ＝第二地域包括支援センター(☎55-7011)

くらしのインフォメーション

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



民法改正で何が
変わるの?～その②

大和郡山市消費者センター
☎53-1583(直通)
相談受付 月～金曜
9時～16時

先月に引き続き、4月から施行される民法(債権法)の改正点についてお話しします。

【保証人の保護】

- ①例えば、子どもがアパートを借りる際に親が保証人になるような場合、保証人が責任を負う金額の上限(極度額)を決めなければ、その保証契約が無効となります。
- ②「絶対に迷惑はかけない」との言葉を信じ、友人の事業資金の借入の保証人となったところ、友人の事業がうまくいかず、多額の借金の肩代わりを背負わされたという事態を防ぐため、保証人になる際には、公証人による保証意思の確認が必要になります。

【法定利率が3%に】

今まで5%とされていた法定利率が、昨今の低金利を反映し、3%に引き下げられます。法定利率とは、当事者間で利息について取り決めがない時に適用される利率のことです。また今後は、市中の金利に合わせて、法定利率が自動的に変動する仕組みが導入されました。

【定型約款】

現代社会では、電車やバスなどに乗るための運送約款や、保険や預貯金の約款、あるいはネット取引の際の利用規約など、事業者があらかじめ定めた「約款」に基づいて契約を締結することが少なくありません。新しい民法では、約款を契約内容とすることを表示していたり、当事者間で合意していれば、「定型約款」が契約の内容となることが定められました。

ただし利用者の利益を一方向的に害する不当な条項については効力を認めていません。

契約に際しては、内容をよく読まずに「同意する」にチェックをしたり、サインをすることのないよう、定型約款を含め契約内容をよく確認することが大切です。